

株式会社 日立社会情報サービス 人権方針

日立グループは、社会が直面する課題にイノベーションで応え、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献する中で、前提として、バリューチェーン全体で人権尊重の責任を果たしていくことを約束します。

この方針は、私たち日立グループのすべての役員および従業員に適用します。日立グループは、バリューチェーン全体におけるすべてのビジネス・パートナーおよび日立グループの事業、製品またはサービスに直接影響を及ぼす可能性のあるその他関係者も、人権を尊重し、侵害しないことを期待します。当該者が人権を尊重しない場合には、日立グループは適切に対処していきます。

第1条 コミットメント

日立グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」、「国連グローバル・コンパクトの10原則」に規定されている国際的に認められたすべての人権を尊重する責任を果たすことを約束します。日立グループは、事業活動を行う各地域の人権関連法令を遵守します。現地の法令と国際基準との間に差異がある場合には、国際基準を尊重する方法を追求していきます。また、日立グループは、人権擁護者に対する脅迫、威嚇、物理的または法的攻撃を容認しません。

第2条 ガバナンス

本方針は、経営会議で議論、承認を得たものです。

人権の責任者は人権管掌部長とし、本方針に則った人権尊重の取り組みを推進します。推進する上での対応策については、必要に応じて、経営会議で議論し、承認された結果および人権への取り組み状況を取締役会にて報告します。

第3条 顕著な人権課題

日立グループは、第三者の人権専門機関と人権リスクを検討した結果、以下の人権課題を顕著な人権課題と認識しています。その他に、事業特性や地域特性に応じたリスク評価の結果、当該事業において深刻度が高いと判断した課題についても対応します。

- (1) 強制労働（移民労働者の権利侵害を含む）
- (2) 児童労働
- (3) ハラスメント
- (4) 差別
- (5) 安全衛生の欠如
- (6) 結社の自由の侵害

第4条 人権デュー・ディリジェンス実行プロセス

日立グループは、人権リスクを管理するためデュー・ディリジェンスを継続的に実施します。また、人権デュー・ディリジェンスの結果を人権に関する取り組み方針や日立グループ内の仕組みに反映し、改善していきます。

日立グループは幅広い多様な事業を抱え、そのバリューチェーンも大規模かつ複雑です。そのため、事業特性や地域特性に応じた人権デュー・ディリジェンスが必要だと考えます。人権デュー・ディリジェンスには、潜在的または実際の人権への影響を特定して評価することや、リスクの防止または軽減するための措置を講じること、措置の効果を検証するための指標の構築などが含まれます。

また、人権尊重の取り組みについて適切に情報を開示し、社内外のさまざまなステークホルダーに伝えることで、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

日立グループは、調達パートナーを含むさまざまなビジネス・パートナーと協働し、バリューチェーン全体で人権デュー・ディリジェンスを実施しています。調達パートナーを適用対象に、「日立グループサステナブル調達ガイドライン」を設けています。このガイドラインでは、すべての調達パートナーが、国際的に認められた人権を尊重することを求めています。

日立グループは、グローバルに跨る幅広いバリューチェーンにおいて、脆弱なホットスポットや高リスクを特定することが必要であると考えています。書面調査や監査などにより調達パートナーを評価し、さまざまな施策を展開し、潜在的なリスクの予防に努めています。

万が一、人権侵害が確認された場合、日立グループは影響力を活用してビジネス・パートナーと適切に対処するとともに、ビジネス・パートナーを積極的に支援し、状況を改善するよう努めます。ただし、ビジネス・パートナーが問題に効果的に対処する意思がないと判断される状況においては、日立グループはビジネス・パートナーとの関係を解消する権利を有し、本方針を遵守するビジネス・パートナーと取引を行うように努めます。

第5条 苦情処理メカニズム

苦情処理メカニズム（日立グローバルコンプライアンスホットライン）は、独立した第三者がこの通報窓口を運営しており、ホットラインは24時間365日いつでも利用でき、法律で認められている限り、匿名での通報も可能です。日立グループは、苦情処理メカニズムを通じた通報・相談により、通報者・相談者が不利益な取り扱いを受けることがないように保護します。

日立グループの企業活動により人権への負の影響を引き起こしたこと、又はこれを助長したことが明らかになった場合、日立グループは、国際基準に基づき問題を確認し、救済措置を講じて適切な方法で是正に努めます。また、公平性をもって対処し、解決に必要な協力を惜しまず、再発防止に取り組みます。

第6条 ステークホルダーとのエンゲージメント・開示

・ステークホルダーとのエンゲージメント

日立グループは、ステークホルダーとの継続的な対話と協議を行い、ステークホルダーの状況を理解し、ステークホルダーに対し潜在的または実際の人権への影響を及ぼす可能性があるものについて対処できるよう有意義な措置を行うことを約束します。

・情報開示

日立グループは、人権尊重の取り組みについて、Webサイトなどを通じて定期的に報告します。